4　その他
⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　①この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した入札者であって、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Toshiyuki Kimura, Director of Department of Administrative Services, Naka Fusion Institute, National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology
⑵　Classification of the products to be procured ; 16
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ; Manufacturing of a plasma generation power supply for ITER-class high current negative ion beam test, 1 set
⑷　Delivery period ; By 23 March 2018
⑸　Delivery place ; Naka Fusion Institute, National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology, and so on (appointed place)
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
A　not come under Article 10 of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　not come under Article 11(1) of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology
C　have qualification for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency during fiscal 2017,
D　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
E　not be currently under suspension of business order as instructed by National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology
⑺　Time limit for tender ; 1 : 30 PM, 27 October 2017
⑻　Contact point for the notice ; Purchase Section, Department of Administrative Services, Naka Fusion Institute, National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology, 801―1 Mukouyama, Naka-shi, Ibaraki-ken 311―0193 Japan, TEL 029―270―7235
E-mail : nyuusatsu_naka@qst.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年8月22日
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　茂木七左衞門

◎調達機関番号　574　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　独立行政法人日本芸術文化振興会情報基盤に係る基幹ネットワークシステムの調達（平成30年３月から37ヶ月間　システムの構築、データ移行、調整、保守及び運用支援等を含む）
⑶　購入等件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成30年３月１日から平成33年３月31日
⑸　履行場所　理事長が指定する場所
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格又は全省庁統一資格において、平成29年度の「役務の提供等」で「A」又は「B」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格については、平成29年３月31日付け号外政府調達第61号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
⑸　本公告に示したシステムに係る迅速な保守及び運用支援体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　その他必要な資格等は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒102―8656 東京都千代田区隼町４番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会　総務企画部契約課　香取　麻貴　電話03―3265―6619
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰ（トップページ＞入札情報一覧）又は上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年10月13日17時00分
※⑴～⑶の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く10時から17時まで。
⑷　開札の日時及び場所　平成29年10月25日11時00分　独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場本館３階　第５会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した業務を履行できることを証明する書類及び総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会　理事長）から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。